

「乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索」の  
施設基準の見直しに関する要望書

聖路加国際病院 中村 清吾

以下の通り、「乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索」の施設基準の見直しを希望致します。

1. 「イ 主として実施する医師に係る基準」

①

【現在の基準】

「(2)日本乳癌学会の認定する乳腺専門医であること。」

【見直し後の基準】

「(2)日本乳癌学会の認定する乳腺専門医又は日本外科学会の認定する外科専門医であること。ただし、外科専門医の場合は、乳腺専門医の定期的な指導が受けられること。」

【見直しの理由】

当該技術は、乳がん手術における標準的技術であり、外科専門医においても習得すべき技術となりつつある。加えて、乳腺専門医の定期的な指導が受けられる状況(日本乳癌学会関連施設など)においては、安全に実施することが可能と考えられるため。

②

【現在の基準】

「(3)当該療養について五年以上の経験を有すること。」

【見直し後の基準】

「(3)当該療養について五年以上の経験を有すること、又は一年以上の経験を有しかつ経験症例数が20症例以上であること。」

【見直しの理由】

当該技術の普及に伴い、医療機関における実施症例数は増加しており、一年以上の経験であっても、実施症例数が20症例以上であれば、安全に実施することが可能と考えられるため。

2. 「ロ 保険医療機関に係る基準」

①

【現在の基準】

「(3)放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。」

【見直し後の基準】

## 削除

### 【見直しの理由】

当該技術の普及に伴い、外来において実施される場合があるなど、放射線科及び麻酔科の医師が配置されていない場合であっても、安全に実施することが可能と考えられるため。

②

### 【現在の基準】

「(4)病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。」

### 【見直し後の基準】

「(4)病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること、又は病理の診断に必要な体制を有していること。」

### 【見直しの理由】

近年、病理医の不足に対する方策として、様々な診断方法が開発されており、病理医が配置されている場合と同等の病理診断が可能となっている。これらにより、病理医が配置されていない状況であっても当該技術に必要な病理診断が可能と考えられるため。